

北本市自治基本条例の前文（案）

（地理・歴史等の特徴）

北本市は東京から45キロ圏に位置しながら、豊かな自然とすぐれた先人達によって培われた歴史を残す街として知られてきました。その恵まれた自然環境や歴史・文化を慕って多くの人達が移り住み今日の北本が存在します。

（現在までの歩みと課題）

この街の歩みは、農業を中心に工・商の各産業が一定規模を保持してきましたが、高度経済成長期を迎えてからは首都圏通勤者等の居住地としての役割を担う住宅都市として変貌してきました。そして、市民の思いを『緑に囲まれた健康な文化都市』として街の都市像に掲げて、その担い手である市民の共通意識を市民憲章に位置づけるなかで様々な課題を克服してきました。

現在この街は、活力ある街として一層の発展を遂げるためには行政改革や市民のまちづくりへの積極的な参画及び、産業の振興策等が望まれています。又、雑木林に代表される「緑」を守り育むことの難しさにも直面しています。更に、地方分権型社会の到来を踏まえて、少子高齢化の進行や高度情報化の進展又、自然災害への備え等、自立都市としての一層の充実策が求められています。

（今後の市政運営の基本的方向）

このような認識の下、市民主体のまちづくりを目指して、市民は積極的に市政に参加すると共にその責任を自覚し、市は開かれた市政運営と市民参画可能な仕組みづくりに務め、市民と市との協働による個性豊かな自立都市建設に向けて貢献してまいります。

そして、新しいまちづくりの原則に基づき公共が担う領域の再構築と共に、市民の市政参画の道筋や実効に繋がる行政情報の開示又、市民意識を的確に把握する仕組みづくり、更に地域自治にあっては互いの人格を尊重し助け合いながら平和で暮らしやすい仕組みづくりの再構築に務め、市民誰もが住んでよかったと思えるまちづくりを目指します。

（条例制定の主旨・結び）

ここに北本市の市政運営の基本原則とその仕組みづくりを明らかにし、北本市政の全般にわたる指針として、この条例を制定します。